

## 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）に基づく情報提供様式（第2版）

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導を含む）は、通院が困難な利用者（要介護者等）に対して、医師又は歯科医師が当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、ケアマネジャー等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。）並びに利用者若しくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定できます。

なお、同一月に居宅療養管理指導費が算定されている場合には、居宅介護支援事業者や保険薬局に対する（医療保険の）診療情報提供料（I）の算定はできません。

### 居宅療養管理指導（医師・歯科医師が行う場合）

- ・居宅療養管理指導費（I） 500単位／回（1月2回限度）  
→ケアマネジャー等に対する情報提供が行われない場合は100単位を減算
- ・居宅療養管理指導費（II） 290単位／回（1月2回限度）  
→「在宅時医学総合管理料」を算定している利用者の場合に算定

居宅療養管理指導（I）については上記のとおり、ケアマネジャー等に対する情報提供を行わない場合は、1回につき100単位が減算となります。

### 情報提供・指導又は助言の方法

- ・サービス担当者会議への参加  
→要点記載（医療保険の診療録に記載する場合は、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること）
- ・サービス担当者会議への参加が困難な場合や開催されない場合  
→文書等（メール、FAX等でも可）により、情報提供を行うことでも可

情報提供の方法等については上記のとおり、サービス担当者会議への参加が基本となりますが、参加が困難な場合や開催されない場合には、文書等での情報提供が認められております。この場合、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存してください。

### 情報提供すべき事項

- ・基本情報（医療機関名、住所、連絡先、医師・歯科医師氏名、利用者の氏名、住所、連絡先等）
- ・利用者の病状、経過等
- ・介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等
- ・利用者の日常生活上の留意点

情報提供すべき事項は上記のとおりですが、内容に変更がない場合「変更なし」との情報提供でも可能です。

本様式は、平成19年2月に作成以来、多くの医療機関にてご活用いただいております。このたび、在庫冊数が残りわずかとなりましたので、日頃ご活用いただいている医療機関よりご意見・ご要望をいただき、見直しの上、第2版として発行いたしました。会員諸先生方におかれましては、本様式をサービス担当者会議の記録用紙として、又はサービス担当者会議への参加が困難な場合や開催されない場合の情報提供用紙として、積極的にご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、追加送付をご希望の場合や、ご意見・ご感想につきましては、別紙「送付依頼書」をご利用下さい。

また、電子データ（WORD版、PDF版）につきましては、本会ホームページ（介護関連）よりダウンロードが可能ですので、併せてご利用下さい。<<http://www.info.aichi.med.or.jp/index.html>>

### 本様式に関するお問い合わせ先

愛知県医師会 業務第二課 〒460-0008 名古屋市中区栄4-14-28

TEL : 052-241-4139 FAX : 052-241-4130 e-mail : gm2@aichi.med.or.jp